



①認知症などにより、徘徊や行方不明となる行動がみられる65歳以上

認知症などで行方不明になるおそれのある高齢者の介護する人を対象にQR付き見守りシールを交付します。

▼対象(在宅で町内に在住し、次のいずれかに該当する人)

**徘徊探知機の貸し出し**

認知症高齢者を介護する家族などに「徘徊探知機」を貸し出します。

▼対象 おおむね65歳以上の認知症高齢者などを在宅で介護する人

▼費用 月額1,000円

※利用者が町民税非課税の場合は無料。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045

**見守りシール交付**

在宅で一人暮らしの高齢者に住宅用火災警報器(煙式・電池式)を1世帯につき1個支給します。館林地区消防組合の協力のもと、警報器の設置の推進を図ります。

▼対象(町内に在住し、次の全てに該当する人)

①自宅に火災警報器を設置していない

②申請者が現在居住し、所有する住宅に設置する

③住民税非課税世帯に属している

④「ひとり暮らし高齢者調査」における調査対象者である

▼費用 無料

**住宅用火災警報器支給**

在宅で一人暮らしの高齢者に住宅用火災警報器(煙式・電池式)を1世帯につき1個支給します。館林地区消防組合の協力のもと、警報器の設置の推進を図ります。

▼対象(町内に在住し、次の全てに該当する人)

①自宅に火災警報器を設置していない

②申請者が現在居住し、所有する住宅に設置する

③住民税非課税世帯に属している

④「ひとり暮らし高齢者調査」における調査対象者である

▼費用 無料

**紙おむつなどの支給**

在宅で寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどを支給します。

▼対象(町内に在住し、次のいずれかに該当する人)

①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上

②排せつ行為に支障のある身体障害者手帳1・2級または、療育手帳Aの認定を受けている

▼支給内容(一月あたりの上限額あり)

紙おむつまたは尿取りパッドを支給

**福祉タクシー利用券**

四輪自動車の運転免許証を所有していない高齢者などに福祉タクシー利用券を交付します。

▼対象 町内に在住している70歳以上の高齢者や障がい者手帳を所有している人

※詳しい条件や必要書類は町ホームページで確認ください。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5024、各地区の民生委員・児童委員

**オレンジの花を咲かせよう**

認知症啓発のシンボルカラーのオレンジ色を楽しみながら、花を育ててみませんか。スマホから写真を投稿できる人もしくは、事務局に写真を持参できる人にマリーゴールドの花の種をお渡します。

詳細はホームページ

福祉介護課 47-5045

**緊急通報装置の貸し出し**

一人暮らしの高齢者などにボタン一つで119番通報できる「緊急通報装置」を貸し出します。

▼対象(次のいずれかに該当する世帯)

①おおむね65歳以上の高齢者のみ

②日中高齢者のみ

③身体障がい者のみ

▼費用 無料

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045、各地区の民生委員・児童委員

**介護用車両購入費補助**

在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者に乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045、各地区の民生委員・児童委員

**救急医療情報キット**

一人暮らしの高齢者などに「救急医療情報キット」を配布します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

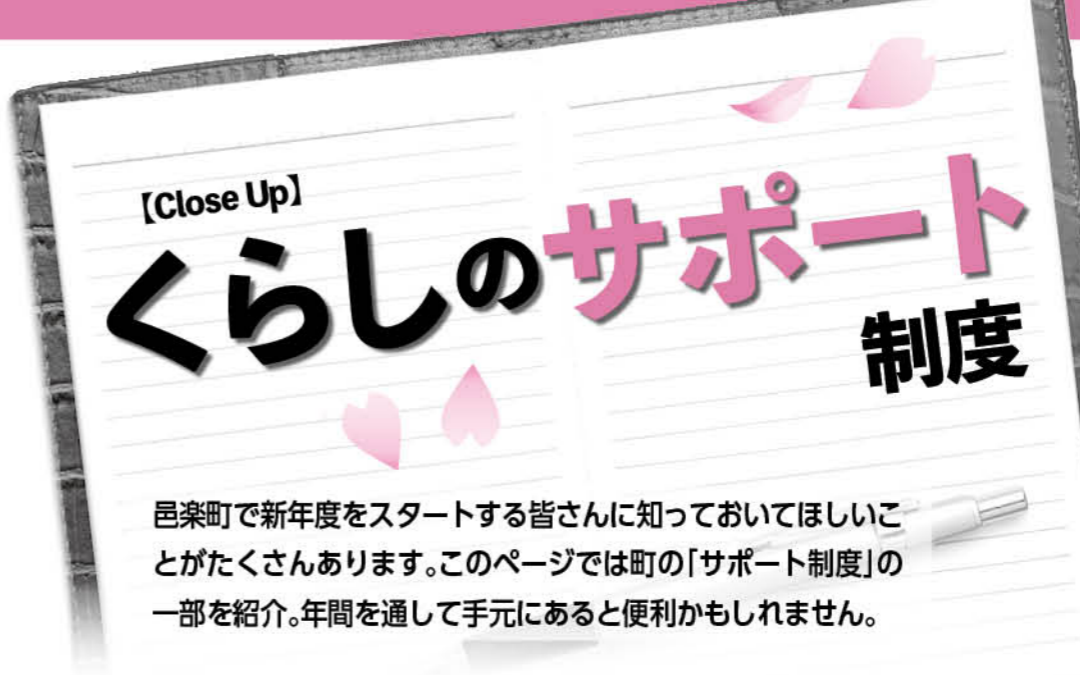
①65歳以上の高齢者

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の認定を受けている

③その他持病などで健康に不安がある

▼費用 無料

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045、各地区の民生委員・児童委員



[Close Up]

# くらしのサポート制度

邑楽町で新年度をスタートする皆さんに知っておいてほしいことがたくさんあります。このページでは町の「サポート制度」の一部を紹介。年間を通して手元にあると便利かもしれません。

「これからも邑楽で」の人も  
「ようこそ邑楽へ」の人も

**特定疾患等患者見舞金**

特定医療費(指定難病)を受給している人などに見舞金を支給します。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

①特定医療費(指定難病)を受給している

②小児慢性特定医療費を受給している

③じん臓機能障害などで人工透析療法を受けている

④20歳までに②の対象になり町から見舞金を支給されていた人で、令和4年4月1日以降に20歳に達して①の対象とならず、現在も小児慢性特定疾病を治療中

**出張理・美容サービス**

在宅で寝たきりの高齢者などに、出張理・美容サービスを行います。

▼対象(次のいずれかに該当し、理髪店や美容院に行けない人)

①要介護4以上の人(1年以上)

②重度障がい者

▼内容 利用券(2,500円相当)を年間4枚支給

※差額は自己負担です。

※サービスは邑楽町理容師会、美容組合館林支部邑楽地区加盟の協力店が行います。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5021、対象②は47-5024

**高齢者補聴器購入費補助**

聴力能力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入費の一部を補助します。

▼対象 町内に在住している65歳以上の高齢者

※詳しい条件や補助額は役場福祉介護課へお問い合わせください。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045

**福祉タクシー利用券**

四輪自動車の運転免許証を所有していない高齢者などに福祉タクシー利用券を交付します。

▼対象 町内に在住している70歳以上の高齢者や障がい者手帳を所有している人

※詳しい条件や必要書類は町ホームページで確認ください。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5024、各地区の民生委員・児童委員

**緊急通報装置の貸し出し**

一人暮らしの高齢者などにボタン一つで119番通報できる「緊急通報装置」を貸し出します。

▼対象(次のいずれかに該当する世帯)

①おおむね65歳以上の高齢者のみ

②日中高齢者のみ

③身体障がい者のみ

▼費用 無料

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045、各地区の民生委員・児童委員

**介護用車両購入費補助**

在宅の重度身体障がい児(者)や寝たきりの高齢者に乗せる「車いす仕様車両」の購入や改造に掛かる費用の一部を補助します。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045、各地区の民生委員・児童委員

対象	補助金額(福祉車両1台当たり)
新車	10万円
中古車	初度登録年月から (a)36か月以内 6万円 (b)37か月以上 3万円
改造費	改造費用の3分の2の金額(上限10万円)

※車両によっては福祉車両と認められない場合があります。事前に相談ください。

▼申請・問合せ 役場福祉介護課 47-5045

**紙おむつなどの支給**

在宅で寝たきりの高齢者や障がい児(者)に、紙おむつなどを支給します。

▼対象(町内に在住し、次のいずれかに該当する人)

①65歳以上の排せつ行為に支障のある寝たきり高齢者などで、要介護4以上

②排せつ行為に支障のある身体障害者手帳1・2級または、療育手帳Aの認定を受けている

▼支給内容(一月あたりの上限額あり)

紙おむつまたは尿取りパッドを支給

くらしのサポート制度



老朽化した塀は事故の危険も

道路への倒壊が危惧されるブロック塀などの除却工事を行う所有者に対して、補助金を交付します。

▼補助金額 工事費(税抜き)の3分の2の額(上限5万円)

▼申請期間 4月13日(月)～9月30日(金)

▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5031

**!** 申請前の工事は補助の対象になりません

危険ブロック塀除却補助

を受けた住宅

▼精密耐震診断の補助金 費用の2分の1の額(上限13万6千円)

▼耐震改修工事の補助金 費用の2分の1の額(上限80万円)

▼申請期間 4月13日(月)～9月30日(金)

※申請方法などは事前に確認してください。

▼申請・問合せ先(共通) 役場建設環境課 47-5031

**!** 申請前の購入・改造は補助の対象になりません

住宅リフォーム補助金

個人住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内在住で、住民登録がある

②町税などの滞納がない

③リフォーム工事について、町で実施している他の制度による住宅の改造、補修に係る補助金を受けていない

▼補助対象住宅(次の全てに該当する住宅)

①自らが町内に所有し、かつ居住する

②住宅に居住部分以外の部分がある場合は、自ら居住する部分

▼補助対象となるリフォーム(次の全てに該当するリフォーム)

①町内施工業者による施行



生ごみ処理機器購入費補助金

電気式生ごみ処理機およびコンポスト(生ごみ処理容器)の購入に対して補助金を交付します。

▼対象者 町内に在住する人

▼補助金額 購入金額の50%(消費税

個人住宅に家庭用の防犯カメラを設置する場合、その経費の一部を補助します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内在住で、防犯カメラを設置する住宅に居住する

②防犯カメラを設置する住宅の所有者、または所有者の同意を得ている

③町税などの滞納がない

▼対象経費 カメラ・モニター・録画装置などの機器購入費、機器やカメラ作動中などの表示板設置に係る経費

▼補助金額 対象経費(消費税込)の50%で上限は2万円

※1世帯1回限り。

※交付は予算の範囲内に限る。

▼申請・問合せ先 役場総務課 47-5018

**!** 申請前の購入・設置は補助の対象になりません

防犯カメラ設置費補助金

居住のために実施する空家のリフォーム工事に要する費用の一部を助成します。

▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以内、上限20万円(特別な要件を満たす場合は上限30万円)

▼申請期間 4月13日(月)～令和9年1

**!** 申請前の工事は補助の対象になりません

空家対策補助金

空家や空家跡地を活用するうえで必要な工事(リフォーム工事を除く)に要する費用の一部を助成します。

▼補助金額 工事費(税抜き)の20%以内、上限10万円(特別な要件を満たす場合は上限20万円)

▼申請期間 4月13日(月)～令和9年1月29日(金)

【危険空家除却補助金】

**!** 申請前の工事は補助の対象になりません

空家等(活用補助金)

▼申請期間 4月13日(月)～令和9年1月29日(金)

【空家等活用補助金】

▼申請期間 4月13日(月)～令和9年1月29日(金)

協働のまちづくり

地域の課題解決や活性化に取り組む団体の事業に補助金を交付します。

▼対象団体 行政区または次の全てに該当する団体

①構成員が5人以上、かつ半数以上が町内在住者の団体

②会則、規約などを有する団体

▼対象事業

・地域資源を活用した事業

太陽光発電設置補助金

住宅用太陽光発電システム(以下、太陽光設置)に対する補助金を交付します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内在住で住民登録がある

②町税などの滞納がない

③自分が居住するための住宅などに太陽光を設置した、もしくは太陽光付き住宅を購入した

▼補助金額 2万円/1kW(上限6万円)

▼申請期限 設置完了日から60日以内

▼申請・問合せ先 役場建設環境課 47-5036

**!** 申請前の工事は補助の対象になりません

木造住宅耐震サポート

旧建築基準法で造られた町内の木造住宅を対象に、町が耐震診断者を派遣して耐震診断します。

▼対象(次の全てに該当する建物)

①昭和56年5月31日以前に着工した、一戸建て木造住宅または併用住宅(居住部分の床面積が2分の1以上)

②平屋建てまたは2階建て

③在来軸組工法で建築したもの

▼申請できる人次の全てに該当する人

①対象住宅の所有者で居住者

②町税などの滞納がない

▼必要書類 建築確認申請書(建築確認済証)、印鑑

▼費用 千円(診断者の交通費)

【木造住宅耐震改修補助事業(精密診断・耐震改修工事)】

**!** 申請前の工事は補助の対象になりません

▼対象となる建物 木造住宅耐震診断

特殊詐欺対策購入費補助金

特殊詐欺を未然に防ぐための対策として、対策機器の購入に対する補助金を交付します。

▼対象(次の全てに該当する人)

①町内在住で、65歳以上の人とその世帯員

②町税などの滞納がない

▼対象となる機器 ①「自動応答機能」と「自動録音機能」を備えた電話機

②既存の電話機に接続することで①の機能を使うことのできる対策機器

▼補助金額 購入費の50%以内、上限5,000円

※申請方法や必要書類は、事前に確認してください。

▼申請・問合せ先 役場総務課 47-5018

**!** 申請前の購入は補助の対象になりません

木造住宅耐震診断

※補助金はコハフペイで交付。

※令和9年1月1日の課税分から申請対象。

▼その他 申請方法や要件などは、事前に確認してください

▼申請(問合せ先(共通)) 役場建設環境課 47-5031



就学援助費と奨励費

経済的な理由で、小中学校や高等学校などへの就学が困難な児童生徒の保護者に、就学に必要な費用を支給。

〔高等学校等就学援助費〕

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住し、高等学校等に在学している生徒の保護者
- ②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる

▼支給額 月額2万円

▼申請方法 所定の申請書に記入し、必要書類を添えて、町教育委員会学校教育課で申請する

▼必要書類 詳しくは、町教育委員会学校教育課へお問い合わせください

〔小中学校就学援助費〕

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住し、町内の小中学校に在学している児童生徒の保護者

福祉医療費

福祉医療費支給制度は、保険診療自己負担分を公費で負担するものです。

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①子ども(18歳になる年の3月末まで)
- ②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B)
- ③現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭

▼支給対象 保険診療の自己負担分 ※他の制度から医療費が支給される分は除く。

▼その他 申請方法や支給方法は町ホームページまたは役場住民保険課までお問い合わせください

▼申請・問合せ先 役場住民保険課 47-5020

②生活保護受給者または生活保護受給者に準ずる  
※支給は世帯の収入状況などにより決定します。

〔小中学校就学奨励費〕

小中学校の特別支援学級の児童生徒の保護者に、就学奨励費として学用品・修学旅行・給食などの費用(就学援助費の2分の1)を支給します。

支給には条件がありますので、5月中旬に学校を通じて保護者へお知らせします。

▼申請・問合せ先 町教育委員会学校教育課 47-5041

災害遺児手当

▼対象(次のいずれかに該当する人)

- ①交通災害・労働災害で生計の中心である父や母などを失った児童
- ②交通災害・労働災害で生計の中心である父や母が障害の状態となった児童

▼支給金額 児童一人につき月額3,000円

▼申請方法 役場子ども支援課で申請する

▼必要書類 事故などを証明する書類、障害の程度を証明する書類、在学証明書など

▼申請・問合せ先 役場子ども支援課 47-5044

人間ドック等助成金

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している人が人間ドックなどを受診する場合、健診費用の一部を年度中1回限り助成します。

▼対象(次の全てに該当する人)

- ①町内に在住で、住民登録がある
- ②国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している
- ③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料に滞納がない
- ④申請をする年度内に町の健診を受けていない

※脳ドック申請のみの場合は除く。

▼助成額 左表のとおり

対象	助成額	町の基本健診を受けた場合
日帰りドック	2万円	申請できません
一泊ドック	3万円	申請できません
脳ドック	1万5千円	申請できます

※日帰り・一泊人間ドックと脳ドックの助成金をあわせて申請することも可能。

※申請方法や必要書類は、事前に確認してください。

▼申請・問合せ先 役場住民保険課 47-5020

保険の切り替え

退職や就職などで保険が変わる場合、国民健康保険(以下、国保)加入の手続きは、変更後原則14日以内に行ってください。また、新たな保険に切り替わった場合も、国保喪失の手続きをしてください。

〔社会保険から国保に切り替わる人〕

- ▼必要書類
  - ①写真付き本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
  - ②保険を喪失したことが分かる書類(離脱証明書など)
  - ③年金手帳または基礎年金番号通知書(20歳以上60歳未満の人)

〔国保から社会保険に切り替わる人〕

- ▼必要書類
  - ①写真付き本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
  - ②新しい保険の保険者・記号番号・保険加入日の分かる書類(扶養の人を含む全員分)
  - ③国保資格確認書または資格情報のお知らせ(扶養の人を含む全員分)

〔マイナ保険証を所持している人〕

マイナンバーで資格情報が確認できれば、それぞれの必要書類②を省略できる場合があります。

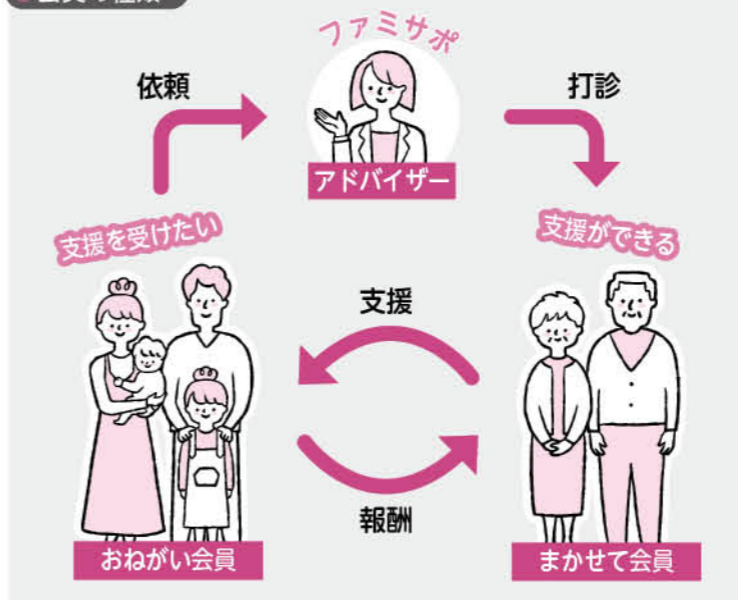
▼問合せ先 役場住民保険課 47-5020

邑楽町ファミリー・サポート・センター

ファミサポがあなたの子育てを応援  
新規会員募集中

ファミリー・サポート・センターは、育児の支援を受けたい人とできる人が会員となって、一時的な育児の支援を有償で行う組織です。子育ての支援を受けたい人「おねがい会員」と、支援ができる人「まかせて会員」、どちらも希望する「どっちも会員」を募集しています。

●会員の種類



●料金基準 (子ども1人1時間あたり)

月～金曜日(午前8時～午後6時) ▶ 700円  
土・日曜日、祝日など(午前8時～午後6時) ▶ 800円  
※上記以外の時間は1時間あたり100円増。  
※その他、食費・交通費などは事前に両方で確認。

●支援内容

- ▶ 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎
- ▶ 保育開始前や終了後、放課後の預かり
- ▶ 保護者の病気や冠婚葬祭のときの預かり
- ▶ 保護者が買い物など外出のときの預かりなど

申込・問合せ先 ▶ 役場子ども支援課

☎47-5048

詳しくは町ホームページ▶



町の暮らしに役立つ情報は  
こちらで随時発信中!

